

新潟市区自治協議会運営指針の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、
「新潟市区自治協議会運営指針」で定めていた書面会議の運用が廃止となります。

1. これまでの経緯

令和3年3月	<p>市行政経営課より、新型コロナウイルス感染症を踏まえた附属機関等(区自治協議会を含む)の会議手法について、通常の「集合方式」のほか、「WEB 会議」及び「書面会議」の運用について方針が示された。</p> <p><書面会議のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、集合形式の会議開催が困難であり、かつ WEB 会議といった代替手段も取ることができない状況にある場合がある。 ○書面会議により審議等が可能な案件である。 ○附属機関等の長、各委員から開催について同意がある。 ○感染状況が落ち着くまで書面会議の運用を継続する。
令和5年5月	<p>市行政経営課より、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、書面会議の運用が廃止となる旨、通知された。</p> <p>これを受けて、「新潟市区自治協議会運営指針」が一部改正され、書面会議の運用にかかる規定が削除された。</p> <p><改正のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年5月8日以降に開催を予定する附属機関等の会議から適用される。 ※第2回中央区自治協議会の書面会議(5月26日書類発送分)については、<u>4月28日の時点で決定していたため、予定どおり開催して良いとされた。</u> ○市中の感染状況を問わず、WEB 会議の運用については今後も継続とする。

2. 参考添付資料

- ▶ **別紙** 新潟市区自治協議会運営指針 新旧対照表
- ▶ 新潟市区自治協議会運営指針(冊子) …4月28日(金)に開催したオリエンテーションでは、改正前の運営指針を配布しておりますので、差し替えをお願いいたします。